

静岡文化芸術大学大学院科目等履修生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡文化芸術大学大学院学則第45条の規定に基づき、科目等履修生に関し、必要な事項を定める。

(入学許可)

第2条 科目等履修生として入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)があるときは、研究科教授会の選考を経て、学長が入学を許可する。

(志願資格)

第3条 科目等履修生として志願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第68条の2第3項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 学校教育法施行規則第70条第1項第4号の規定により文部科学大臣の指定した者
- (5) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本大学院が、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (6) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- (7) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の時期)

第4条 科目等履修生は、学年又は学期初めに入学を許可する。

(入学の志願)

第5条 入学志願者は、次の各号に定められた書類に所定の検定料を添え、学長に願い出なければならない。

- (1) 科目等履修生入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 出願理由書
- (4) 最終学校の卒業(修了)証明書及び学業成績証明書
- (5) その他指定する書類

(費用の負担)

第6条 入学を許可された者は、所定の期日までに科目等履修生入学料及び聴講料を納入しなければならない。

2 演習、実習等に要する特別の費用は、科目等履修生の負担とする。

(学生証の交付及び返還)

第7条 科目等履修生入学料及び聴講料を納入した者には、学生証を交付する。

2 科目等履修生は、履修期間が終了して学籍を失うときは、学生証を速やかに返還しなければならない。

(履修期間)

第8条 履修期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、その期間を延長することができる。

(単位の認定)

第9条 履修科目について単位修得の認定を得ようとする者は、試験を受け合格しなければならない。

(成績表及び成績証明書の交付)

第10条 科目等履修生には成績表を交付するほか、成績証明書を交付することができる。

(許可の取消)

第11条 科目等履修生として不適当と認められたときは、学長は、第2条に基づき入学の選考を行った研究科教授会の議を経て、許可を取り消すことができる。

(準用)

第12条 静岡文化芸術大学大学院学則中、学生に関する規定は、科目等履修生に準用する。

(委任)

第13条 この規程の施行に関し、必要な事項は、教育研究審議会の意見を聴いて学長が定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、役員会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成 15 年 11 月 27 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。